

○宮若市市民カメラマン設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働による広報事業を推進するため、宮若市市民カメラマン（以下「市民カメラマン」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 市民カメラマンの任務は次のとおりとする。

- (1) 別に定める方法により自己が撮影した写真又は動画を市に提供すること。
- (2) 広報事業に関して意見を述べること。
- (3) 本市に関することで広報する必要があると思われる情報を市に提供すること。

(人数)

第3条 市民カメラマンの人数は3名以内とする。

(市民カメラマンの選定)

第4条 市民カメラマンは、第7条で定める選定委員会により選定し、市長が委嘱する。

(資格)

第5条 市民カメラマンは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 年齢18歳以上であること（高校生を除く）。
- (2) 本市在住・在勤または本市に興味・関心があること。
- (3) 本市の広報媒体を閲覧及び視聴できること。
- (4) 本市の広報活動に理解のある者。
- (5) 本市職員でない者。
- (6) 本人が所有するデジタルカメラ等を使った撮影及び電子データによる写真の提出が可能であること。

2 市民カメラマンの任期は、任命の日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、原則として市民カメラマンの在任期間は、就任時において通算して5年を越えないものとする。ただし募集した結果、定員を満たさない場合はこの限りではない。

(報償)

第6条 報償費として、年額10,000円を支給する。ただし、活動の実績が無い場合は、報償費は支給しない。

（市民カメラマン選定委員会）

第7条 市民カメラマンを選定するため、市民カメラマン選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の委員は、シティプロモーションに関する部署と観光に関する部署をもって構成する。

ただし、委員長が必要と判断する者を加えることができる。

3 選定委員会の委員長は、シティプロモーションに関する課長とし、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

4 選定委員会の庶務は、シティプロモーションに関する部署において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民カメラマンについて必要な事項は別に定める。

（解嘱）

第9条 次の事項に該当するときには、委嘱を解くこととする。

（1）辞退を申し出たとき。

（2）その他市長が認めたとき。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。